

台湾向け日本産生果実の輸出について

1 . 経緯

台湾は、我が国に発生しているモモシンクイガを理由に、その寄主植物（りんご、なし、もも、すもも）の生果実を平成18(2006)年2月1日に輸入禁止としたが、ほぼ同時（同年2月3日）に検疫条件付で輸入を解禁。

2 . 輸出のための検疫条件

- (1) 適切な園地防除の実施
- (2) 選果梱包施設での徹底した選果（選果施設の登録等）
- (3) 植物防疫所による輸出検査

日本での輸出検査でモモシンクイガが発見された場合

- ・ 当該こん包施設からの輸出を停止

- (4) 台湾植物検疫当局による輸入検査

輸出期間(1～12月)に、台湾での輸入検査でモモシンクイガが発見された場合

- ・ 1 回目の発見で当該都道府県からの輸出を停止
- ・ 2 回目の発見で日本全国からの輸出を停止（2段階で停止）

改善措置を台湾側に提出し、承認されれば暫定輸出禁止措置が解除される。